

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第35号）（消防局予防部予防課）

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）の施行により消防法の一部が改正されること等に伴い、次のとおり、必要な措置を講じることとしました。

1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等に関する事項

(1) 消防法の一部改正により、住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下「住宅」といいます。）に、住宅用防災機器を設置し、及び維持することが義務付けられ、並びにその設置及び維持に関する基準は政令で定める基準に従い条例で定めることとなることに伴い、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を整備することとします。

(2) (1)の政令で定める基準により住宅用防災機器を設置することとされている住宅の部分のほかに、台所についても、(1)の住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないこととします。

(3) 住宅における火災予防の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならないこととします。

ア (1)の住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準により住宅用防災機器を設置することとされている住宅の部分及び台所以外の居室について、当該基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持すること。

イ 住宅（長屋又は共同住宅にあっては、各戸）に1個以上の消火器その他火災の拡大を初期に抑制する性能を有する器具を設置し、及び維持すること。

ウ 避難に必要な経路を確保すること。

## 2 燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準に関する事項

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第34号。以下「火気省令」といいます。）の施行により、燃料電池発電設備（水素と空気中の酸素とを化学反応させて電気を発生させる設備で、電気を発生させるために必要な電解質の違いにより、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備に分類されるもののうち、火を使用するものをいいます。以下同じ。）の位置、構造及び管理に関する条例の制定に関する基準が整備されたことに伴い、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を整備することとします。

## 3 内燃機関を原動力とする発電設備の位置等の基準に関する事項

火気省令の施行により、屋外に設ける気体燃料を使用する出力10キロワット未満のピストン式内燃機関を原動力とする発電設備のうち、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているものにあっては、位置等の基準を緩和することとします。

## 4 火を使用する設備に付属する煙突の位置、構造及び管理に関する事項

火を使用する設備に付属する煙突の位置、構造及び管理に関する基準について、建築基準法施行令に規定する建築物に設ける煙突の基準に準じ、性能規定（一定の性能さえ満たせば、多様な方法を採用することができる規制の方式をいいます。）を導入することとします。

## 5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに係る技術上の基準に関する事項

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成17年政令第23号）の施行により、地下タンク貯蔵所に係る技術上の基準の一部が改正されたことに

準じ、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに係る技術上の基準のうち、地下タンクの外面の保護、危険物の漏れを検知する設備及び危険物の量を表示する装置に関する基準を改正することとします。

## 6 手数料に関する事項

地方公共団体の手数料の標準を定める政令の一部を改正する政令（平成17年政令第13号）の施行により浮き屋根（タンクに貯蔵している液体の危険物の蒸発を防止するため、当該危険物の液面に浮かべる屋根をいいます。）を有する特定屋外貯蔵タンクのうち、一定の耐震構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る標準とすべき手数料の額が定められたことに伴い、当該審査に係る手数料を定めることとします。

## 7 経過措置

上記の措置に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、平成17年11月1日から施行することとしました。ただし、上記1の改正は、平成18年6月1日から施行することとしました。

なお、上記1の措置の実施の際、現に存する住宅における住宅用防災機器又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が上記1(1)及び(2)の基準に適合しないときは、平成23年5月31日までの間、当該基準を適用しないこととします。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第35号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第30条）」を  
「 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第30条）」を  
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条  
条）  
に改める。  
の2～第30条の4）」

第1条中「基準等」の右に「、法第9条の2第2項の規定に基づく住宅用防災機器（同条第1項に規定する住宅用防災機器をいう。以下同じ。）の設置及び維持に関する基準等」を加え、「第9条の3」を「第9条の4」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「設備」の右に「（燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備で、火を使用するものをいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「の各号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「軒又は窓が」を「窓が」に、「その建築物の軒又は窓から60センチメートル以上高くすること」を「建築基準法施行令第115条第1項第2号及び第2項の規定の例によること。この場合において、同条第1項第2号中「軒」とあるのは、「窓」とする」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「、金属以外の不燃材料で覆うとともに」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(8) 前各号に規定するもののほか、建築基準法施行令第115条の規定の適用を受けない煙突は、同条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定の例によること。

第6条第2項及び第3項を削る。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(燃料電池発電設備)

第9条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号、第18号（ウを除く。）、第22号及び第24号並びに第3項第1号、第4号及び第6号、第12条第1項（第9号を除く。）、第13条第1項（第2号を除く。）並びに第32条の4第3号の規定を準用する。ただし、第12条第1項第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第11号並びに第13条第1項第1号の規定は、屋内に設ける出力10キロワット未満の燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池によるものに限る。以下この条において同じ。）のうち、燃料を改質する装置（以下「改質装置」という。）の温度が過度に上昇し、若しくは低下したとき、又は外箱（発電設備及びその付属機器を収納する容器をいう。以下同じ。）の換気装置に異常が生じたときに当該燃料電池発電設備を自動的に停止する装置を設けたものについては、準用しない。

2 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号、第10号、第18号（ウを除く。）、第22号及び第24号並びに第3項第1号、第4号及び第6号、第12条第1項第4号、第7号、第8号及び第10号から第12号まで並びに第2項、第13条第1項（第2号を除く。）並びに第32条の4第3号の規定を準用する。ただし、第12条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに

第13条第1項第1号の規定は、屋外に設ける出力10キロワット未満の燃料電池発電設備のうち、改質装置の温度が過度に上昇し、若しくは低下したとき、又は外箱の換気装置に異常が生じたときに当該燃料電池発電設備を自動的に停止する装置を設けたものについては、準用しない。

第13条の見出しを「(内燃機関を原動力とする発電設備)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「による」を「を原動力とする」に改め、「の各号」を削り、同条第2項前段中「による」を「を原動力とする」に改め、同条第3項前段中「による」を「を原動力とする」に改め、「発電設備」の右に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号及び第24号並びに第3項第1号、前条第1項第10号及び第12号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

- (1) 材質は、厚さ0.8ミリメートル以上の鋼板であること。
- (2) 断熱材又は防音上効果のある材料を使用するときは、難燃性のものであること。
- (3) 内部の温度の過度な上昇を防止するための換気口を有すること。
- (4) 前号の換気口は、雨水その他の水の浸入を防止する措置が講じられているものであること。

第3章の次に次の1章を加える。

#### 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準)

第30条の2 住宅用防災機器の設置及び維持は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 住宅用防災警報器(令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。

以下同じ。)又は住宅用防災報知設備(同条第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下同じ。)の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(以下「感知器等規格省令」という。)第2条第1号に規定する感知器をいう。)(以下「感知器」という。)は、次に掲げる住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)の部分(イからオまでに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロ又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な他の住宅との共用部分を除く。)に設けること。

ア 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。)

イ アに掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)を除く。)から直下階に通じる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

ウ アに掲げる住宅の部分が存する階(避難階より2以上上の階であるものに限る。)より2階下の階に直上階から通じる階段の下端(その階段の上端に住宅用防災警報器又は感知器が設置されているものを除く。)

エ アに掲げる住宅の部分が避難階のみに存するときは、居室が存する最上階(避難階より2以上上の階であるものに限る。)から直下階に通じる階段の上端

オ アからエまでの規定により住宅用防災警報器又は感知器が設置される階以外の階で、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存するもの(以下この号において「当該階」という。)にあっては、次のいずれかの住宅の部分

(7) 廊下

(イ) 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通じる階段の上端

(ロ) 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端

カ 台所

(2) 住宅用防災警報器又は感知器は、天井（天井がない場合にあつては、屋根。第39条第2項を除き、以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分に、次に定めるところにより、設けること。

ア 天井の屋内に面する部分に設けるときは、壁又ははりからの水平距離が0.6メートル以上離れた位置に設けること。

イ 壁の屋内に面する部分に設けるときは、天井からの垂直距離が下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置に設けること。

ウ 換気口その他これに類するものの空気吹出口から1.5メートル以上離れた位置に設けること。

(3) 住宅用防災警報器又は感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる住宅用防災警報器の種別又は同表の右欄に掲げる感知器の種別のものとする。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別	感知器の種別
第1号アからカまで(オ(ア)を除く。)に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器 (住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条第4号に規定する光電式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。)	光電式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第9号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項の表種別の欄に掲げる1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下同じ。)
第1号オ(ア)に掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。)又は光電式住宅用防災警報器	イオン化式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第8号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項の表種別の欄に掲げる1種又は2種の試験に合格するものに限る。)又は光電式スポット型感知器

(4) 前3号に規定するもののほか、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備は、次に掲げる基準に従って設置し、及び維持しなければならない。

ア 電源に電池を用いる住宅用防災警報器又は感知器にあつては、当該住宅用防災警報器又は感知器がこれを有効に作動させることができる電圧の値に維持されていないときは、電池を交換すること。

イ 電源に電池以外のものを用いる住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備にあつては、次の基準に適合していること。

(ア) 当該住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備に電力が正常に供給されていること。

(イ) 電力は、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備と分電盤との間に開閉器が設けられていない配線から得ること。

ウ 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。以下同じ。）を有しない住宅用防災警報器又は感知器にあつては、当該住宅用防災警報器又は感知器を交換すべき期限が到来する前に、交換すること。

エ 自動試験機能を有する住宅用防災警報器又は感知器にあつては、当該住宅用防災警報器又は感知器に係る機能が適正に維持されていないことが確認されたときは、当該住宅用防災警報器又は感知器を交換すること。

(5) 前各号に規定するもののほか、住宅用防災報知設備は、次に掲げる基準に従つて設置し、及び維持しなければならない。

ア 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令第2条第7号に規定する受信機をいう。以下同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部に居る者に対して火災の発生を有効に報知することができる場所に設けること。

イ 第1号アからカまでに掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていないときは、住宅の内部に居る者に対して火災の発生を有効に報知することができるように、当該階に補助警報装置（住宅用防災警報器等規格省令第2条第6号に規定する補助警報装置をいう。）を設けること。

ウ 感知器と受信機との間において有線電気通信の送信又は受信を行う住宅用防災報知設備にあつては、当該有線電気通信に係る配線について容易に導通試験（配線が感知器から外れていること又は配線に断線があることを発見するために行う試験をいう。）をすることができるように措置されていること。ただ

し、当該配線が感知器から外れたとき、又は当該配線に断線があったときに受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

エ 感知器と受信機との間において無線通信の送信又は受信を行う住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

(ア) 感知器及び受信機は、感知器と受信機との間において確実に無線通信の送信又は受信を行うことができる位置に設けること。

(イ) 受信機において無線通信の受信を行うことができることを確認するための措置を講じていること。

オ 住宅用防災報知設備には、受信機その他の見やすい箇所に感知器を交換すべき期限を明示すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備を設置しないことができる。

(1) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、令第12条若しくはこの条例第39条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、スプリンクラー設備(消防長が定める基準に適合する閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を設置したとき。

(2) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、令第21条若しくはこの条例第41条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、自動火災報知設備を設置したとき。

(3) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第2項第2号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、共同住宅用スプリンクラー設備(特定共

同住宅等省令第2条第1項第13号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備をいう。)を設置したとき。

(4) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定共同住宅等省令第3条第2項第3号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、共同住宅用自動火災報知設備(特定共同住宅等省令第2条第1項第14号に規定する共同住宅用自動火災報知設備をいう。)を設置したとき。

(5) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定共同住宅等省令第3条第2項第4号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、住戸用自動火災報知設備(特定共同住宅等省令第2条第1項第15号に規定する住戸用自動火災報知設備をいう。)を設置したとき。

(6) 前項第1号カに掲げる住宅の部分に、消防長が定める基準に従い、火災の発生を感知し、及び報知する警報器を設置したとき。

(7) 前項第1号カに掲げる住宅の部分に、消防長が定める基準に従い、感知器に代えて、火災の発生を感知する機器を設置したとき。

(基準の特例)

第30条の3 前条の規定は、住宅用防災機器について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、当該規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準によらなくても、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度にとどめることができるものと認めるときは、適用しない。

(住宅における火災予防の推進)

第30条の4 住宅の関係者は、住宅における火災予防の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

(1) 第30条の2第1項第1号ア及びカに掲げる住宅の部分以外の住宅の居室に、

同条に規定する基準の例により住宅用防災機器を設置し、及び維持すること。

(2) 住宅（長屋又は共同住宅にあっては、各戸）に1個以上の消火器その他火災の拡大を初期に抑制する機能を有する器具を設置し、及び維持すること。

(3) 避難に必要な経路を確保すること。

第31条各号列記以外の部分中「第9条の3」を「第9条の4」に改め、「の各号」を削り、同条第4号及び第7号中「講ずる」を「講じる」に改め、同条第8号中「のない」を「がない」に改める。

第32条の5各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「で、その外面」を「の外面」に改め、「アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、」を削り、「タールエポキシ樹脂等」を「ウレタンエラストマー樹脂、ガラス繊維強化プラスチック又はこれらと同等以上に腐食を防止する性能を有する材料」に改め、「とき、又は」の右に「当該地下タンクが」を加え、同条第2号中「のある」を「がある」に改め、同条第5号中「又は計量口」及び「。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板に、その損傷を防止するための措置を講じること」を削り、同条第7号中「地下タンクの」を「地下タンク又はその」に、「検査するための管を2箇所以上適当な位置に」を「検知する設備を」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「（天井がない場合にあっては、屋根。次条第2項を除き、以下同じ。）」を削る。

第43条第1項中「（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）」を削る。

第56条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第7号中「給湯湯沸かし設備」を「給湯湯沸設備」に改め、同条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「による」を「を原動力とする」

に、「(固定したものに限る。)」を「のうち、固定したもの(第13条第4項の規定の適用を受けるものを除く。)」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 燃料電池発電設備(第9条の3第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)

別表第4(3)の項中

特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	900,000
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,090,000
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,210,000
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,540,000
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,800,000
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,230,000
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,590,000
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,910,000

を

」

特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	900,000
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,090,000
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,210,000
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,540,000
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,800,000
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,230,000
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,590,000
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,910,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,230,000
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,460,000
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,630,000
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	2,010,000
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,330,000
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,760,000
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	6,120,000
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	7,440,000

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、目次及び第1条の改

正規定、第3章の次に1章を加える改正規定並びに第31条、第38条第1項及び第43条第1項の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

(燃料電池発電設備等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備（以下「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、この条例による改正後の京都市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の3及び第13条第4項の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(住宅用防災機器に関する経過措置)

- 3 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）附則第2条に規定する市町村の条例で定める日は、平成23年5月31日とする。

(地下タンクの技術上の基準に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造及び設備のうち、改正後の条例第32条の5第1号及び第5号（改正後の条例第3条第4項（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第3項、第9条、第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第34条第3項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防局予防部予防課)